

## 長崎県看護協会看護研究助成金事業要領

### 1. 目 的

長崎県内における看護職者の資質の向上に関する事業の一環として位置づけ、看護研究のレベルアップを図り、看護の質を高めるために、看護研究活動を支援する。

### 2. 対象及び条件

- 1) 長崎県内において就業または居住している看護職者とし、長崎県看護協会会員・非会員を問わない。
- 2) 研究は個人又は共同研究とし、他の助成金を受けていないものとする。なお、共同研究は異なる施設のものでもよい。
- 3) 研究領域は、臨床看護、地域看護、看護教育、看護管理等に関する研究とする。
- 4) 申請する看護研究については、所属する施設の倫理委員会の承認を得ていること。倫理委員会が設置されていない場合は、長崎県看護協会倫理委員会において審査を受けること。
- 5) 研究期間は、原則として当該年度の1年間とする。ただし2年度にまたがるときは、(申請様式6号)により、中間報告をしなければならない。又、研究期間延長申請書(申請様式7号)を会長宛に提出しなければならない。
- 6) 看護研究の内容の変更(中止・廃止含む)をしようとする場合は、研究計画変更申請書(申請様式7号)を速やかに会長に提出し承認を得なければならない。その場合、会長は、助成金の一部又は全額を返還させることができる。

### 3. 助成額と使途

- 1) 助成額は、会員については1件当たり20万円を限度とし、非会員については助成対象経費の1/2以内で、10万円を限度とする。助成件数は、年間2件とする。
- 2) 助成対象経費は、直接研究に関わる経費のみとし、次の区分による。  
賃金・旅費交通費・会議費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・賃借料等(申請様式3号参照)

### 4. 応募・申請

- 1) 募集方法：県協会より各施設に通知するとともに、ホームページにおいて広く周知する。
- 2) 応募期間：当該年度の4月1日～6月30日までに郵送にて必着とする。
- 3) 応募書類：①看護研究助成金交付申請書(申請様式1号)  
②看護研究計画書(申請様式2号)  
③収支予算書(申請様式3号)
- 4) 申 請：助成金を申請しようとする者は、応募期間内に所定の申請書を会長宛に提出する。

### 5. 審査・決定

- 1) 提出された申請書について、長崎県看護協会看護研究助成金事業審査委員会で選考基準に基づき、審査・決定する。
- 2) 審査委員は、会長、副会長2人、臨床管理者1人、看護教育者1人他会長が指名する者とする。

3) 審査基準は以下の事項を総合的に勘案して審査する。

- ①本協会の公益目的事業との適合性
- ②看護実践への応用の可能性
- ③学術的価値
- ④調査研究の遂行能力

#### 6. 決定通知

採択の決定は、応募期間終了後1か月以内に申請者に郵送にて通知する。

#### 7. 助成金の交付

- 1) 「研究助成金請求書」(申請様式8号)に、必要事項を記載し期日までに協会に送付する。
- 2) 協会から助成金を受領後、「研究助成金領収書」(申請様式4号)に必要事項を記載し期日までに協会に返送する。

#### 8. 研究報告

- 1) 助成決定後は、研究計画書に基づき研究を実施し、研究完了後に「研究報告書」(申請様式5号)、「研究助成金会計報告書」(申請様式6号)を、原則当該年度3月31日までに会長宛に提出する
- 2) 研究成果は、本協会が主催する長崎県看護学会学術集会または看護系の学会において発表(口頭・示説)し、「長崎県看護学会誌 JNSN」に投稿しなければならない。なお、発表時は、長崎県看護協会看護研究助成金を受けたことを明示する。

#### 9. その他

- 1) 提出された書類等は返却しない。

附則 この要領は平成23年7月1日から施行する  
この要領は平成26年4月1日から施行する  
この要領は平成30年4月1日から施行する  
この要領は令和6年4月1日から施行する